

被災されてお困りの事業主の方へ ～震災に伴う雇用・労働関係の支援策のご案内～

このたびの東日本大震災を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。
詳しくは、静岡労働局、県内の労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

ハローワークに「『日本はひとつ』ハローワーク特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々にに対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

ハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。
被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。
また、ハローワークなどの紹介により被災者を雇い入れた事業主の方は、助成金（中小企業90万円、大企業50万円）を受けることができます。



静岡労働局及び労働基準監督署に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

(厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/> ⇒東日本大震災関連情報⇒雇用・労働関係⇒企業・法人の方⇒労働基準法等に関するQ&A)

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成(中小企業の場合、原則手当の8割を助成)を受けることができます。

なお、災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所などに対しては、受給しやすいよう要件の緩和もするとともに、これまでの支給日数にかかわらず1年間で最大300日利用できるようになりました。

※特例として、被災地域の事業所などと一定規模以上の取引がある関連事業主に加え、関連事業主と一定規模以上の取引がある事業主(2次下請けなど)も対象となっています。

※新卒者など、雇用保険の被保険者期間が6ヶ月未満の人も雇用調整助成金の対象とします。

※被災地域の雇用調整助成金の特例措置について、リーフレットやQ&Aも用意していますので、ご活用ください。

(厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/> ⇒東日本大震災関連情報⇒雇用・労働関係⇒企業・法人の方⇒雇用調整助成金の支給の特例)

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※失業給付の給付日数は現行制度でも原則60日分延長していますが、今回これに加えて、さらに60日分を延長することとしました。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

雇用調整助成金が申請できる事例

次のようなケースによる休業について、雇用調整助成金の申請が可能となります。

- 例1 計画停電の影響で、電車、バスなどの交通機関の運休または一部運休により宿泊予約客からのキャンセルがあり、宿泊者が少なくなったため事業活動が縮小した旅館・ホテル。
- 例2 観光客や利用客の減少により、従業員を休業させるタクシーの事業所。
- 例3 計画停電の実施及び実施予定等により、工場の製造ラインが停止した製造の事業所。
- 例4 自動車部品事業所の関連会社で、部品が入荷しないため休業する製造の事業所。
- 例5 建設関連資材の調達難のため工事施工がストップした建設の事業所。

※詳しくは、静岡労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

労災保険給付

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。また、労災診療の手続については、任意の様式によっても行うことができます。

※行方不明となっている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3ヶ月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。

※なお、今回の地震に伴う疾病の業務上外等の考え方については、災害事例を用いてお示ししています。

また、労災保険の請求などについてのQ&Aも用意していますので、ご活用ください。

(厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/> ⇒東日本大震災関連情報⇒雇用・労働関係⇒個人の方⇒労災保険給付)

労働保険料等の特例措置

労働保険料等の免除・納付期限の延長・猶予を行っています。

○労働保険料の免除（申請手続きが必要）

特定被災区域において、労働者の賃金の支払いに著しい支障が生じている事業主については、労働保険料等が、最長平成24年2月まで免除となります。

○労働保険料の申告・納付期限の延長（申請手続きは必要なし）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業主は、労働保険料等の申告・納付期限を一律に延長しています。新たな納付期限は改めてお知らせします。

○労働保険料の納付の猶予（申請手続きが必要）

事業財産に相当の損失(概ね20%以上)を受けた事業主は、労働保険料等の納付を、最大1年間猶予します。すべての地域で申請可能ですが、労働保険料等を免除するものではありません。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。労働保険徴収課(054-254-6316)にお問い合わせください。

(厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/> ⇒東日本大震災関連情報⇒雇用・労働関係⇒企業・法人の方⇒労働保険料及び社会保険料等の納付期限延長・猶予)

社会保険料については、日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル」(0120-707-118)、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(<http://www.taisvokukin.go.jp/>)をご覧ください。

詳しくは、静岡労働局、県内の労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・静岡労働局
労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)